

取引ガイド

本ガイドは、金融商品取引法第37条の3第1項の規定に基づき、当社がお客様との間で店頭外国為替証拠金取引（以下「本取引」といいます。）を内容とする契約を締結する際に、あらかじめお客様に交付することが義務付けられている書面です。

本取引は、元本が保障されているものではありません。また、本取引には、元本を超える損失が生じるおそれがあります。

このため、お客様は、必ず本ガイド及び取引約款を熟読し、店頭外国為替証拠金取引の仕組み、内容、危険性等を理解した上で、取引を始めてください。

■ 取引のリスク

店頭外国為替証拠金取引は、外国為替市場において日々刻々価格が変動する外国通貨の取引を行うものです。また、取引する通貨の金利差に基づき変動するスワップポイントの受払いを伴います。したがって、外国為替市場における通貨価格の変動や金利変動により損失が生じるおそれがあります。

また、お客様が預け入れた証拠金以上での取引が可能であるため、上記の損失が預け入れた証拠金を上回るおそれがあります。

なお、本取引では、損失の拡大を回避するためにロスカットルールを設けておりますが、外国為替市場における相場の状況によっては、預け入れた証拠金以上の損失が発生するおそれがあります。

■ カバー取引

当社は、お客様と当社の間での取引を成立させると同時に、当該取引により生じ得る損失の減少を目的として、下記の金融機関等を相手方としてカバー取引を行っております。

カバー取引先（その業務内容・監督を受けている外国の当局）

ドイツ銀行（銀行業・ドイツ連邦金融監督局）

Forex Capital Markets, LLC（米国金融商品取引業者・米国商品先物取引委員会）

■ 区分管理

お客様からお預かりした証拠金については、資金の安全性を確保するため、みずほ信託銀行へ金銭にて信託し、当社の固有資産とは区分して管理しております。

■ クーリングオフの有無

本取引については、金融商品取引法第37条の6に定めるいわゆるクーリングオフの規定は適用されません。

■ 手数料

トレーディングステーション及びシストレスステーションの取引手数料は無料です。

T Sタイトの取引手数料は、10万通貨単位当たり往復で 630円（上限、税込）です。当該手数料は、お客様がポジションを建てた時点で往復分を徴収します。

● 金融商品取引業の内容及び方法の概要（店頭外国為替証拠金取引の特徴とリスク）

1. 概要

店頭外国為替証拠金取引とは、預け入れた証拠金を担保にして行う外国為替取引のことをいいます。また、当社が行う店頭外国為替証拠金取引は、金融商品取引法第2条第8項第4号の「店頭デリバティブ取引」に該当します。

2. 為替差益

本取引では、取引の対象となる通貨を安く買ってより高く売る、又は高く売ってより安く買い戻すことによって収益を得ることができます。この収益を為替差益といいます。

■ 特徴とリスク

- ① 外国為替市場における相場は、24時間（土曜・日曜・国内外市場の休場を除く）常に変動しています。
このため、取引時間内は24時間いつでも収益を得る機会があります。一方で、相場が思惑とは反対に変動した場合には大きな損失となる場合があります。（価格変動リスク）

相場が変動する要因としては、経済情勢、社会情勢、金利動向等が挙げられます。取引対象通貨国以外の国際情勢や金融情勢等に影響を受ける場合もあります。また、証券取引のように値幅制限がないことから、相場が大きく変動し、大きな利益が出る場合がある反面、大きな損失となる場合があります。

- ② 外国為替市場では、通常、主要国通貨は高い流動性を示しており、お客様からの注文を円滑に執行することができます。

しかし、主要国の祝日、ニューヨーク市場の終了前後、週初の取引開始直後、重要指標の発表の直前直後等は流動性が低下し、お客様からの注文を執行することが困難になる可能性があります。また、天変地異、戦争、政変、為替管理政策の変更及び規制等により特定の通貨の取引が困難又は不可能になる場合があります。（流動性リスク）

3. スワップポイント

本取引では、ロールオーバーした場合、取引通貨間の金利格差を調整するため、その差額の受払いが行われます。この金利差調整分をスワップポイントといいます。

■ 特徴とリスク

- ① スワップポイントは、高金利通貨を買った場合（低金利通貨の売り）には受取、高金利通貨を売った場合（低金利通貨の買い）には支払となります。

取引対象通貨国の金利情勢、価格動向その他様々な金融情勢によって日々変化するため、スワップポイントの受取額（支払額）が減少（増加）することがあります。また、当初受け取っていたスワップポイントが支払に、支払っていたスワップが受取になる場合があります。（金利変動リスク）

- ② ロールオーバーとは、保有しているポジションを翌営業日以降に持ち越すことをいいます。

この場合の営業日は、ニューヨーククローズを基準とします。ニューヨーククローズは、以下のとおりです。

米国夏時間採用時：日本時間午前6時

米国冬時間採用時：日本時間午前7時

4. レバレッジ

本取引を行うために必要な証拠金額（維持証拠金）は取引額と比べて少額に設定されています。このため、預け入れた証拠金以上の取引を行うことが可能です。これをレバレッジといいます。

■ 特徴とリスク

レバレッジによって、わずかな証拠金で大きな利益を得る機会があります。その反面、大きな損失となる場合もあります。また、その損失はお客様が当社に預け入れた証拠金を超える可能性があります。（レバレッジリスク）

5. ロスカット

余剰金額が0（ゼロ）以下になった時点で、お客様の保有する全てのポジションを強制的に決済する措置を講じております。これをロスカットといいます。

■ 特徴とリスク

ロスカットは、取引による損失が拡大することを防ぐために設けられています。しかし、外国為替市場における相場の状況によっては、ロスカットが直ちに執行されたとしても、預け入れた証拠金以上の損失が発生する場合があります。また、電子情報処理組織の異常により、ロスカットに支障が出る場合があります。（ロスカットリスク）

6. 電子取引

本取引は、インターネットを利用して発注を行います。そのため、本取引を行うにはインターネットに接続できる環境が不可欠です。

■ 特徴とリスク

お客様、当社及び通信接続業者等の通信機器故障、通信回線の障害、ハードウェア、ソフトウェア等の障害により取引に支障が出る場合があります。また、電子取引を行う際に使用するユーザーネーム・パスワード等の情報が第三者に譲渡、貸与、漏えい又は窃盗された場合、その情報が悪用されることによりお客様に損失が生じる場合があります。（電子取引に関するリスク）

7. No Dealing Desk

当社はNo Dealing Desk（インターバンク直結方式の取引モデル、NDD）を採用しています。NDDでは、お客様の注文を一件ごとにインターバンクにつなぎ、注文を約定させており、ディーラーが注文執行に関与することはありません。

(1) NDDの特徴

NDDは、約定判断を当社ではなく、カウンターパーティー（当社へレートを供給する複数の有力金融機関）で行います。これによって、他にはない公正な注文執行を実現しております。

※ NDDの仕組みについての詳細は、別紙「取引に関する注意点」をご参照ください。

(2) NDDにおけるレートについて

① レートの形成方法

NDDでは、市場レートを忠実に反映したレート提示を行っています。具体的には、複数の有力金融機関から供給を受けたいくつものレートを集約し、その中で売値・買値のそれぞれにつき一番有利なレートを採用してお客様へレートを提示しています（お客様へ提示しているレートを「ベスト・ビッド・オファー」といいます。）。

② レートの提示方法

本取引では、売値と買値を同時に提示するツリー・ウェイ・プライス方式を採用しております。ツリー・ウェイ・プライスの売値と買値には価格差（スプレッド）があります。

● 金融商品取引契約の概要

1. 各取扱商品の特徴

商 品 名	トレーディングステーション	シストレステーション	T S タ イ ト
手数料	無料	無料	630円/10万通貨
取引単位	1,000通貨	1万通貨	10万通貨
最大レバレッジ	50倍程度（法人口座では、300倍程度）		
初回最低証拠金額	なし	20万円	なし
両建	可（申込みが必要）	可	不可
スプレッド	普通	広い	狭い
取引手法	裁量トレード	システムトレード	裁量トレード

※ レバレッジについて

レバレッジ倍率は以下の方法で計算します。

[レバレッジ倍率=取引通貨の対円レート×取引額÷有効証拠金]

※ 初回最低証拠金額について

初回最低証拠金額とは、取引システムに最初のログインをするに当たり、預け入れる必要のある証拠金額のことです。

※ 両建取引について

- ① 両建取引とは、同一通貨ペアの売りと買いのポジションを同時に保有する取引のことをいいます。
- ② 両建取引では売値と買値の価格差（スプレッド）についてお客様が二重に負担する必要が生じるほか、スワップポイントの支払と受取の差額を負担する必要があるなどのデメリットがあり、経済的合理性を欠くおそれがありますのでご注意ください。
- ③ 両建時の維持証拠金について、トレーディングステーションでは売り買いのポジションを別々に計算して維持証拠金を算出しております。

また、シストレステーションでは売り買いのポジションを比較してどちらか多い方を基準として維持証拠金を算出しております。

2. 取扱通貨ペア

通貨ペア名（英語）	通貨ペア名（日本語）
EUR/USD	ユーロ/米ドル
USD/JPY	米ドル/日本円
GBP/USD	英ポンド/米ドル
USD/CHF	米ドル/スイスフラン
EUR/CHF	ユーロ/スイスフラン
AUD/USD	豪ドル/米ドル
USD/CAD	米ドル/カナダドル
NZD/USD	ニュージーランドドル/米ドル
EUR/GBP	ユーロ/英ポンド
EUR/JPY	ユーロ/日本円
GBP/JPY	英ポンド/日本円
CHF/JPY	スイスフラン/日本円
GBP/CHF	英ポンド/スイスフラン
EUR/AUD	ユーロ/豪ドル
EUR/CAD	ユーロ/カナダドル

AUD/CAD	豪ドル/カナダドル
AUD/JPY	豪ドル/日本円
CAD/JPY	カナダドル/日本円
NZD/JPY	ニュージーランドドル/日本円
GBP/AUD	英ポンド/豪ドル
AUD/NZD	豪ドル/ニュージーランドドル
AUD/CHF	豪ドル/スイスフラン
EUR/NZD	ユーロ/ニュージーランドドル
SGD/JPY	シンガポールドル/日本円
HKD/JPY	香港ドル/日本円
ZAR/JPY	南アランド/日本円

3. 口座開設から取引開始までの流れ

(1) 口座開設のお申込み

当社ホームページの口座開設フォーム又は専用の口座開設申込書により、お申し込みください。

口座開設の申込みにあたっては、当社が定める基準を満たす必要があります。詳しくは、当社ホームページ又は口座開設資料の口座申込み受付基準をご参照ください。

(2) 本人確認書類のご提出

本人確認書類を当社所定の方法によりお送りください。

お送りいただく本人確認書類の一覧は、当社ホームページ又は口座開設資料でご覧になれます。

(3) 口座開設審査

当社にて、口座開設審査をいたします。

口座開設審査は、当社の社内規程に基づき、口座開設申込みの際に記載又は入力されたお客様の資産・投資経験・投資可能額等の事項を考慮し、適合性原則に則り行っております。口座開設審査が完了いたしましたら、当社より口座開設審査結果のお知らせを送付いたします。

(4) 入金

口座開設審査結果のお知らせをお受け取りになりましたら、所定の方法で当社が指定する口座に入金することにより、証拠金を預託してください。この証拠金を元取引を開始できます。

なお、証拠金は円貨で預け入れる必要があります。また、外貨での預け入れ及び有価証券等をもって代用することはできません。

4. 注文の方法

本取引に係る注文の発注、取消しは、当社が提供する取引システムを通じて行う必要があります。

また、注文を発注するときは次の事項を入力する必要があります。入力内容については発注前に必ず確認してください。

- ① 通貨ペア
- ② 売り・買いの別
- ③ 取引数量
- ④ 注文執行条件（成行注文・指値注文等）
- ⑤ あらかじめレートを指定する注文の場合、その指定するレート

5. 注文の種類

本取引において、お客様が発注できる注文の種類は以下のとおりです。

※ 注文の執行について、スリッページや約定拒否が発生することがあります。詳しくは、別紙「取引に関する注意

点」をご参照ください。

(1) レートを指定しない注文

① 成行注文

ア ベストアベイラブル

ベストアベイラブルとは、約定レートに制限を設けないで行う成行注文のことです。急激なレート変動等の場合においても、迅速に約定します。

イ マーケットレンジ

マーケットレンジとは、あらかじめ注文レートと約定レートのずれの「許容幅」を設定した上で行う成行注文のことです。約定レートがあらかじめ設定した許容幅を超える場合には約定しません。

(2) あらかじめレートを指定する注文

① 指値注文

ポジションを保有していない場合に、発注時の取引価格以上でお客様が指定した価格で売る、又は発注時の取引価格以下でお客様が指定した価格で買う注文

② 逆指値注文

ポジションを保有していない場合に、発注時の取引価格以上でお客様が指定した価格で買う、又は 発注時の取引価格以下でお客様が指定した価格で売る注文

③ リミットオーダー

ポジションを既に保有している場合に、発注時の取引価格以上でお客様が指定した価格で売る、又は発注時の取引価格以下でお客様が指定した価格で買う注文

④ ストップオーダー

ポジションを既に保有している場合に、発注時の取引価格以上でお客様が指定した価格で買う、又は発注時の取引価格以下でお客様が指定した価格で売る注文

(3) 複合的な注文

① OCO注文（新規）

2つ以上の注文をまとめて発注し、そのうちの1つの注文が約定したことを条件に他の全ての注文を自動的にキャンセルする注文

② OCO注文（決済）

あるポジションに対するリミットオーダーとストップオーダーを同時に発注し、一方が約定したことを条件に他方を自動的にキャンセルする注文

③ IF DONE注文

指値注文又は逆指値注文を発注すると同時に、その注文が約定したときのためのストップオーダー又はリミットオーダーを発注しておく注文

④ IFO注文

IF DONE注文とOCO注文（決済）が複合した注文

6. 証拠金

(1) 取引証拠金

入出金した証拠金に、実現損益及びスワップポイントを反映した証拠金をいいます。

[取引証拠金=入金額-出金額+受取スワップポイント-支払スワップポイント+実現損益-取引手数料]

(2) 有効証拠金

(1)の取引証拠金に、ポジションの評価損益を反映した証拠金をいいます。評価損益の算定はリアルタイムに行います。

[有効証拠金=取引証拠金+評価損益]

(3) 維持証拠金

ポジションを保有するために預け入れておかなければならない証拠金をいいます。

① 個人口座

ア 維持証拠金の計算方法

1取引単位当たりの維持証拠金は、各通貨ペアの1取引単位当たりの元本額を当社が定める外国為替相場により円換算した額に百分の二を乗じて得た額となります。

※ 通貨ペアごとの維持証拠金は当社ホームページにてご確認ください。

※ トレーディングステーションの維持証拠金は100円単位、シストレステーションの維持証拠金は1,000円単位、TSタイトの維持証拠金は1万円単位となり、それに満たない端数は切り上げます。

※ 維持証拠金は通貨ペアごとに異なります。

イ 基準となる外国為替相場

毎週の最終取引日（以下「算定基準日」といいます。）から遡る5取引日（当該算定基準日を含む）における、当社が定めるニューヨークのクローズ時間での日本円相当額の平均値以上で当社が合理的と判断する値を用います。

ウ 維持証拠金の適用期間

維持証拠金は算定基準日の属する週の翌々週における最初の取引日から最終の取引日まで適用いたします。

② 法人口座

1,000通貨単位当たり一律500円

(4) 余剰金額

(2)の有効証拠金から(3)の維持証拠金を差し引いた金額のことをいいます。

余剰金額の範囲内で新たにポジションを建てること又は取引口座から出金することが可能です。また、この余剰金額が0（ゼロ）以下になった時点で、ロスカットが発生します。

[余剰金額＝有効証拠金－維持証拠金]

(5) 余剰金額割合

有効証拠金に対する余剰金額の比率を%で示したものをいいます。

追加ポジションを建てる時又は出金するときの余裕度を表します。ポジションがない場合は100%、ポジションがある場合は、そのポジション、評価損益に応じて比率が上下します。

[余剰金額割合＝（余剰金額／有効証拠金）×100]

7. 証拠金の出金

(1) 証拠金の出金方法

出金のお申込みは、当社ホームページの専用フォームを使って、行ってください。余剰金額の範囲内で出金額を指定できます。

(2) 出金までの期間

証拠金の出金は、当社に対する出金のお申込みを確認した日の翌日から起算して4銀行営業日以内に行います。

8. 取引の終了

(1) 取引の終了方法

本取引は差金決済方式を採用しています。そのため、反対売買による決済を行うと取引が終了します。

また、本取引は、ロールオーバー方式を採用しており、決済期限は定めておりません。

(2) 取引の終了事由

① お客様による反対売買

決済するポジションを指定して反対売買を行うことができます。なお、決済するポジションを指定しなかった場合には、先に建てたポジションから決済します。

② ロスカット

余剰金額が0（ゼロ）以下になった場合には、全てのポジションに対して強制的に反対売買を行います。

③ その他

通貨ペアの取扱いの中止など取引約款で定めた所定の事由が発生した場合に、当社が反対売買を行うことがあります。

(3) 終了後の処理

取引終了時点の損益は、取引証拠金に反映されます。ポジションを持っていない状態で、取引証拠金がマイナスになっているときは、当社の指定する方法により不足する金額を入金していただく必要がありますのでご注意ください。

9. 口座の解約

(1) 口座の解約方法

口座を解約するときは、所定の解約申込書を当社へお送りください。

(2) 当社からの解約

お客様が破産や死亡など取引約款に定めた事由が発生した場合には、当社から解約することがあります。解約事由の詳細は、取引約款をご参照ください。

10. 取扱時間

(1) 取引システム稼働時間

米国夏時間採用時：日本時間月曜日午前6時から土曜日午前5時まで

米国冬時間採用時：日本時間月曜日午前7時から土曜日午前6時まで

※ 年末年始、海外市場の休場等により営業時間は変更する場合があります。

(2) カスタマーサポート時間

月曜日午前7時から土曜日午前7時まで

ただし、電話によるお問い合わせの受付は、午前8時から午後10時まで（月曜日から金曜日まで）

※ カスタマーサポート時間外は自動音声応答による対応となります。

11. 書面の交付

当社からお客様へ交付する書面は原則として電子交付いたします。

12. 税金の取扱い

本取引により発生した収益は、個人のお客様（個人事業主を除く）の場合、雑所得として総合課税の対象となります。暦年（1月1日から12月31日）に確定した実現損益とスワップ損益を通算した総収益金額から必要経費を控除した金額が20万円を超えることとなった場合には確定申告が必要となります。

また、20万円以下の場合でも他の雑所得と合わせて20万円を超える場合には確定申告が必要となります。法人のお客様等その他のお客様に関しましては、それぞれ取扱いが異なります。詳細については税理士等の専門家にご相談いただくことをお勧めいたします。

● 用語説明

オファー	金融商品取引業者が提示するお客様にとっての買い気配値のことをいいます。
カバー取引	金融商品取引業者が顧客を相手方として行う店頭デリバティブ取引により生じ得る損失の減少を目的として、金融機関等との間で同種の取引を行うことをいいます。
金融商品取引業者	店頭外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。
差金決済	先物取引やオプション取引等の決済に当たり、原商品の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。
実現損益	ポジションを決済することによって確定した損益のことをいいます。
証拠金	先物やオプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。
スプレッド	買値と売値の価格差のことをいいます。
スワップポイント	店頭外国為替証拠金取引では、ロールオーバーした場合、取引通貨間の金利格差を調整するため、その差額の受払いが行われます。この金利差調整分をスワップポイントといいます。
デリバティブ取引	その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含みます。
店頭外国為替証拠金取引	通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つです。
店頭デリバティブ取引	金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。
特定投資家	店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができます。
値洗い	ポジションについて、毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続きを値洗いといいます。
ビッド	金融商品取引業者が提示するお客様にとっての売り気配値のことをいいます。
評価損益	未決済のポジションで発生している損益のことをいいます。
ポジション	取引のうち、決済が終了していないものをいいます。
両建	同一の通貨ペアの売りと買いのポジションを同時に保有することをいいます。
ロスカット	顧客の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、顧客のポジションを強制的に決済することをいいます。
ロールオーバー	店頭外国為替証拠金取引において、同一営業日中に反対売買されなかったポジションを翌営業日に繰り越すことをいいます。

● 金融商品取引業者の禁止行為

金融商品取引法により、金融商品取引業者である当社、その役員又は使用人は、次に掲げる行為をしてはならないとされています。

1. 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
2. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解されるおそれのあることを告げて金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為
3. 金融商品取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為
4. 金融商品取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
5. 金融商品取引契約の締結の勧誘を受けた顧客が当該金融商品取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
6. 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客に対して、金融商品取引法第37条の3第1項第3号から第7号までに掲げる事項（本取引ガイドに記載された事項をいいます。）について顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、金融商品取引契約を締結する行為
 - (1) 契約締結前交付書面（本取引ガイド）
 - (2) 契約変更書面
7. 金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
8. 金融商品取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）
9. 金融商品取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
10. 金融商品取引契約に基づく金融商品取引行為を行うことその他の当該金融商品取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
11. 金融商品取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券、その他の財産又は委託証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
12. 金融商品取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
13. 金融商品取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該金融商品取引契約の締結を勧誘する行為
14. 金融商品取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該金融商品取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為
15. あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等をする行為
16. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者等の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の有価証券の売買その他の取引等に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追及を目的として有価証券の売買その他の取引等をする行為
17. 法人関係情報に基づいて、自己の計算において当該法人関係情報に係る有価証券の売買その他の取引等をする行為
18. 不特定かつ多数の顧客に対し、特定かつ少数の銘柄の有価証券の買付け若しくは売付け若しくはデリバティブ取引又はこれらの委託等を一定期間継続して一斉にかつ過度に勧誘する行為で、公正な価格の形成を損なうおそれがあるもの

19. 顧客の取引に基づく価格、指標、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は当該顧客以外の第三者の利益を図ることを目的として、不特定かつ多数の顧客に対し、有価証券の買付け若しくは売付け若しくはデリバティブ取引又はこれらの委託等を一定期間継続して一斉にかつ過度に勧誘する行為
20. 取引所金融商品市場における上場金融商品等若しくは店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、若しくはくぎ付けし、固定し、若しくは安定させ、又は取引高を増加させる目的をもって、当該上場金融商品等若しくは当該店頭売買有価証券に係る買付け若しくは売付け若しくはデリバティブ取引又はこれらの申込み若しくは委託等をする行為
21. 取引所金融商品市場における上場金融商品等又は店頭売買有価証券の市場における店頭売買有価証券の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、若しくはくぎ付けし、固定し、若しくは安定させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、当該上場金融商品等又は当該店頭売買有価証券に係る買付け若しくは売付け又はデリバティブ取引の受託等をする行為
22. 有価証券の売買若しくはデリバティブ取引又はこれらの受託等につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、銘柄、数及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者等がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を書面によらないで締結する行為
23. 顧客の信用取引を、自己の計算においてする買付け又は売付けと対当させ、かつ、金銭又は有価証券の受渡しを伴わない方法により成立させた場合において、当該買付け又は売付けに係る未決済の勘定を決済するため、これと対当する売付け又は買付けをする行為
24. 店頭金融先物取引の受託等につき、顧客に対し、当該顧客が行う当該店頭金融先物取引の売付け又は買付けその他これに準ずる取引と対当する取引の勧誘その他これに類似する行為をすること。
25. 通貨関連デリバティブ取引に係る契約を締結する時において顧客（個人に限る）が証拠金等預託先に預託した実預託額が約定時必要預託額に不足する場合に、当該契約の締結後直ちに当該顧客にその不足額を証拠金等預託先に預託させることなく、当該契約を継続する行為
26. その営業日ごとの一定の時刻における通貨関連デリバティブ取引に係る証拠金等の実預託額が維持必要預託額に不足する場合に速やかに当該通貨関連デリバティブ取引に係る顧客にその不足額を証拠金等預託先に預託させることなく、当該通貨関連デリバティブ取引に係る契約を継続する行為（前号に掲げる行為を除く。）
27. 有価証券の売買その他の取引につき、有価証券等について顧客に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定められた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
28. 有価証券売買取引等につき、自己又は第三者が当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
29. 有価証券売買取引等につき、当該有価証券等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為

● 当社の概要（改定日現在）

商号：株式会社FXCMジャパン（金融商品取引業者・第一種金融商品取引業）

登録番号：関東財務局長（金商）第 257号

加入協会名称及び会員番号：社団法人 金融先物取引業協会 第1506号

対象事業者となっている認定投資者保護団体：なし

所在地：〒 101 - 0065 東京都千代田区西神田 3 丁目 8 - 1 千代田ファーストビル東館12F

連絡先：フリーコール 0120 - 733 - 776

メールアドレス：support@fxcm.co.jp

設立年月日：2001年 6 月 7 日

資本金：10億80万円

事業内容：インターネットを介したオンライン外国為替証拠金取引の提供

代表取締役社長：飯田 和則

主要株主：ODL JAPAN株式会社

（平成23年 4 月26日改定）